省　令

○厚生労働省令第百三十八号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和八年九月十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　鈴木　憲和

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令

（厚生年金保険法施行規則の一部改正）

第一条　厚生年金保険法施行規則（昭和二十九年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（基礎年金番号通知書等の提出）	（基礎年金番号通知書等の提出）
第三条　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。ただし、事業主に個人番号を提供している場合は、この限りでない。	**第三条**　かつて被保険者（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年改正法」という。）第五条の規定による改正前の船員保険法（昭和十四年法律第七十三号。以下「旧船員保険法」という。）による被保険者を含む。以下この条において同じ。）であつたことがある者は、法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき（七十歳以上の使用される者にあつては、第十条の四の要件に該当するに至つたときとし、事業主に個人番号を提供している場合を除く。）は、直ちに、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類を事業主に提出しなければならない。
一　法第九条の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。以下「当然被保険者」という。）の資格を取得したとき。	（新設）
二　七十歳以上の使用される者であつて、第十条の四の要件に該当するに至つたとき。	（新設）
三　法附則第四条の六第二項の申出により同項の規定による被保険者（第一号厚生年金被保険者に限る。第五条の十において同じ。）の資格を取得したとき。	
2　（略）	2　（略）
第五条の六　（略）	**第五条の六**　（略）
（令第六条の二の五第二項に規定する厚生労働省令で定める規定）	（新設）
第五条の七　令第六条の二の五第二項に規定する厚生労働省令で定める規定は、次に掲げる規定とする。	（新設）
一　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第三十一条第三項ただし書	
二　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第二十号）第十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）第三十二条の十五第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）	